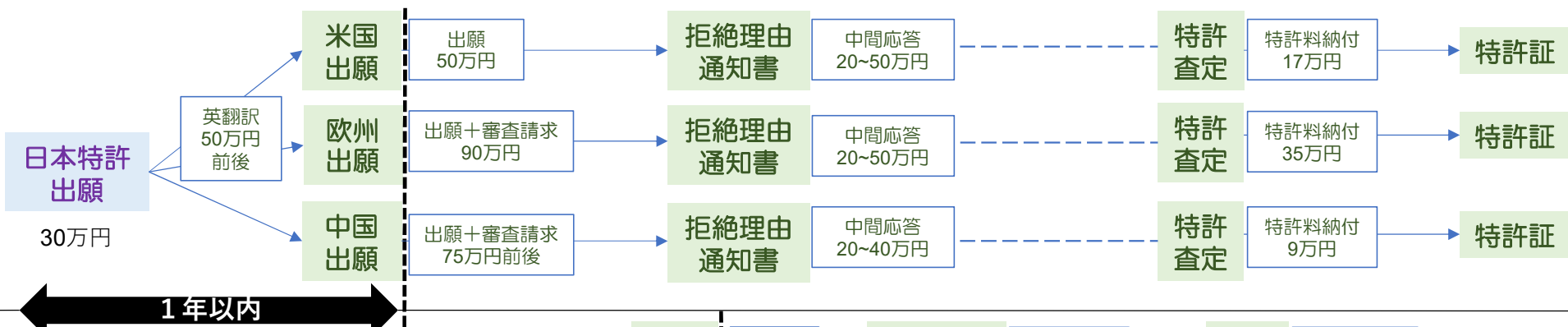
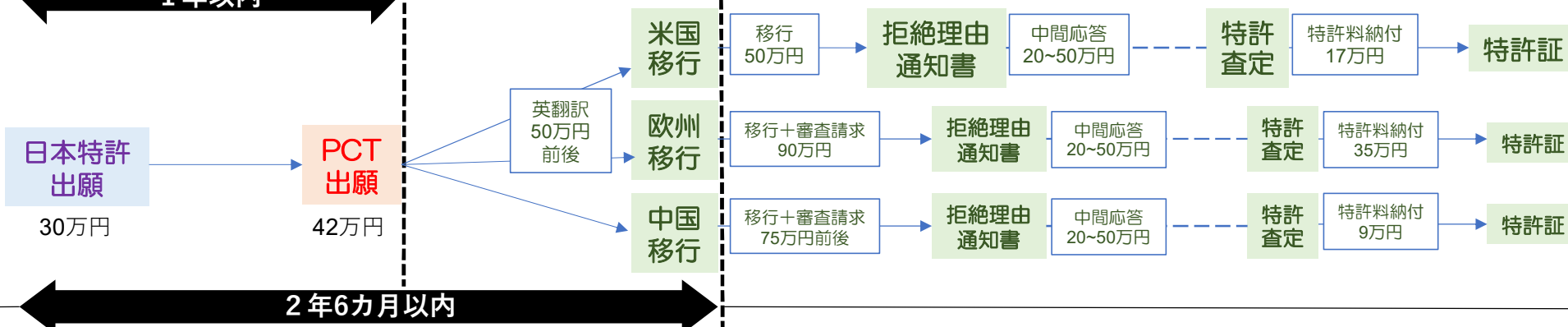


外国で特許権を取得するまでの手続の流れ(※設立後10年未満または小規模の法人、個人事業主向け)

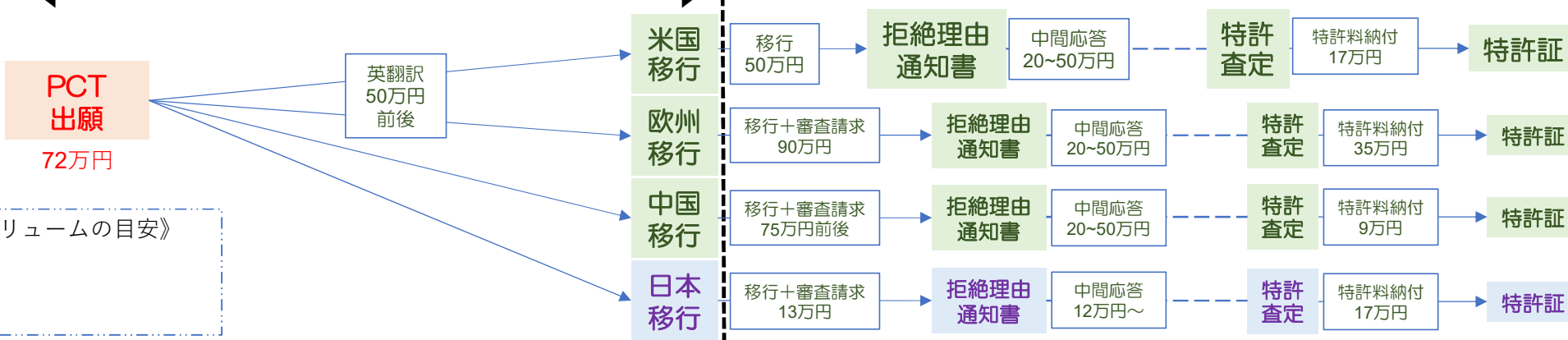
①パリルート
日本特許出願から1年以内に外国の特許庁へ出願します。



②PCTルート
日本特許出願から1年以内にPCT出願をします。



③ダイレクトPCTルート
最初の出願としてPCT出願をします。



- 《標準的な出願書類ボリュームの目安》
- ・請求項の数 7項
 - ・明細書の頁数 7頁
 - ・図面 7枚

共通

※本流れ図に記載の費用は、概算費用（税別）です。全ての費用は**為替レートの変動・各国の特許庁料金の改訂により費用が大幅に増減する可能性がございます**。また、**外国への出願/移行の場合、明細書の翻訳ワード数により費用が大幅に増減いたします**。中国の場合、出願/移行費用に日中翻訳費用が含まれております。（翻訳費用について、一般的なワード数である1万ワード（約2万文字）を想定して算出しております。）

※本流れ図に記載の費用は、設立後10年未満、もしくは、小規模の法人、事業開始後10年未満等の個人事業主を対象とした特許庁料金の軽減措置の適用を受けた場合の概算費用となります。

※**拒絶理由通知書は複数回発行される場合がございます**。これに伴い、**中間応答費用が複数回発生する場合がございます**。

米国

※ 米国特許出願/移行の以降、米国商標特許庁へ出願内容にかかる公知の文献などを提出する義務（IDS、情報開示陳述書）が課せられます。**他出願国にて拒絶理由通知書が発行された場合に、必要に応じて、IDS提出費用が発生いたします**。（一回のIDS提出につき、約6万円ほどの費用が発生します。）

※ 米国については、審査請求手続きはございません。米国特許出願または米国国内移行後、順次審査が行われます。

欧州

※ 欧州につきましては、**出願を維持するための出願維持年金が欧州特許出願日（欧州域内移行の場合、PCT出願日）の3年目から発生します**。**出願維持年金は特許登録まで毎年発生いたします**。各年の出願維持年金の概算費用（税別）は以下をご参照ください。

3年目	約125,000円	6年目	約220,000円	9年目	約265,000円
4年目	約140,000円	7年目	約240,000円	：	：
5年目	約180,000円	8年目	約260,000円	20年目	約290,000円

※ 欧州では特許登録後、**保護を求める国の特許庁に対し欧州特許の有効化手続が必要となります**。有効化手続は、国によって必要とされる翻訳文の範囲、費用が異なり、一般的に、1か国あたり8~50万円程発生します。